

函
特 501
號 12
永久 351

1



0026410-000

特501-351

商権擁護の旗の下に

川口黎民・著

政治経済研究所

昭和15.5

ADF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

商権擁護の旗の下に

黎民著



2A

産組の不当進出と中小商人の危機

政治経済研究所發行

H.M.
SA 150
15.8.23
15.5.28 禁止

Commercial
Supremacy

Prolet
Arist

特501
351



77W33627

自序

最近、重慶で出版された、郭沫若の新著「日本戦闘力の科学的検討」を読んで、興味以上の或るものを感じた。

郭沫若は、日本の大學に學び、日本婦人を妻として、事變までは、市川在に妻子と平和な家庭生活を楽しんで居たのだが、事變勃發と共に、卒然、妻子を捨て、日本を脱出し、蔣介石のもとに走つた抗戰支那の時代的「英雄」である。流石に文章もうまく、觀察も鋭く、理論も透徹して居て、敵ながら、まことに天晴れた論客である。

彼はその前掲書中に於て、次のやうに論じて居る。曰く「日本の軍隊は強いが、その銃後は弱い。日本の銃後は、いかに乏した物資と、その配給を繞つて、中小商工業者と農民團體とが深刻に對立抗争して居る。云々」と、

こゝを讀んだ時、わたしは、齋然として、その書物を机上に叩きつけて「馬鹿野郎つ」と怒鳴つた。何のために、誰にむかつて怒鳴つたのか自分でも分らない。たゞ、相手方から、自分の弱點をつきつけられた時、すべての男子が感じるあの忌々しさと、口惜しきだけ、はつきりとわたしの意識にあつた。

—その翌日から、三日ばかり引籠つて、一氣に書き上げたのが此の一篇である。もとより、郭沫若への駁論でもなければ、日本銃後への辯護でもない。たゞ、聖戰下日本國民の一人として、かうした敵人の日本觀に對しても、當然、反省し、意圖し、實踐しなければならぬ銃後日本強化の方策を、卒直に論じてみたまでである。

春秋の筆法をもつてすれば、頑敵蔣政權、筆者をして、この一書をなさしめたものであらうか、敢て天下同志の一擧を乞ふ次第である。

二

皇紀二千六百年天長節の朝

東都・炎車洞書屋に於て

著者識

目次

一、聖戰遂行に産業組合……………五

二、産業組合の現實的苦悶……………七

三、産組不當進出の實相……………一〇

1、肥料と産組問題……………一二

2、米穀と産組問題……………一八

3、木炭と産組問題……………二四

4、自轉車と産組問題……………二八

5、石油と産組問題……………三一

6、ゴム製品と産組問題……………三三

7、綿製品と産組問題……………三五

8、鶏卵と産組問題……………三七

9、農機・高工品・飼料と産組問題……………三九

10、保険と産組問題……………四一

四、産組問題の黎明……………四五

三

商權擁護の旗の下に

——産組の不當進出と中小商人の危機——

川 口 黎 民

一、聖戰遂行と産業組合

祖國日本は、いま國を擧げて「宿命の聖戰」を戦つて居る。勝つか、負けるか、滅亡か、繁榮か、屈辱か、榮光か、まさに、文字通りい、のちがけの「此の一戦」である。

敗殘蔣政權くらいを相手として、かうした云ひ方は、あまりに誇大だと非難する讀者が、もし、ありとするならば、筆者は、言下に答へたい。「戦争の相手は、單なる敗殘蔣政權ではない。その背後に躍る、強大な援蔣列國——否その援蔣政策の根源としての、邪惡な東亞攪亂、打倒日本の意慾と、その上に打樹てられる白人制覇の世界的野望にあるのだ」と、かくて日本は、東亞安定のため、自國防衛のため、はたまた世界平和、人類昌榮のため、遂に敢然、起たざるを得ずして起つた。揮ふは破邪の劍であり、掲ぐるは顯正の旗である。これ筆者が、この一戦を名づけて、「宿命の聖

戦」と呼ぶ所以である。

勿論戦ひは單なる武力戦だけに終るのではない。經濟戦、思想戦、科學戦、文化戦等々、國民生活の全分野と、全機能であつて、勇敢に、執拗に、最後まで戦ひ抜かねばならないのだ。

この重大な祖國の運命は、われ／＼に先づ、鐵の如き銃後の團結と、統制を要求して居る。これは理屈ではない。事實である。戦ひはまづ勝たねばならぬ。勝つ事は只「力」による。總國力戦を完遂する強力な戰鬥力の源泉は、銃後全國民の鐵の如き團結と、統制を外にして何處にも求め得ぬからである。「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」とは、古往今來、磐石不動の戰爭原理である。

かうして、政府は「國家總動員法」を制定し、もろ／＼の統制法を公布し、更に近くは、「精動」を改組した。けだし、宿命の聖戰完遂上、嚴肅な必然的事實がまづこれを要求して、その上にかうした法文と組織の具體化があつたのである。

しかしながら、制度や組織は、畢竟、形式であり死文であつて、これを生かすは「人」である。國家總動員法と云ひ、もろ／＼の統制法と云ふ、その形式と理論に於て、どれだけ整備したものがあつても、これを行ふ國民自身に、一片の愛國心と、忠誠がないならば、禮儀三千、威儀三百、畢竟、空の空たるものではないか。

勿論、われ／＼は、日本人の心と魂を信じる。この國家危急存亡の秋に當つて、國を忘れ、民族を思はぬ不屆者が、われ／＼の中に一人でも居ないであらう事は、われ／＼の願ひであり、祈りであるが、しかし、悲しいかな現前の事實は、われ／＼の周圍に、この憎むべき不屆者を、毎日のやうに曝け出して居る。日々の新聞に、飯の上の蠅の如く、性懲りもなく捕殺されて居る「聖取引」は一體何を物語るのであるか。

だがさうした個人的反國家行爲は、時に利得追求の商戰上、無意識的に落ち込む不幸な「陥穽」とも見られるものが多いのであつて、これを以て直ちに「賣國奴」等と烙印づける事は、もちろん苛酷に過ぎるであらう。しかしながら、われ／＼は更に、もつと深く、大きく目を見開いて、現前のわが銃後日本を見る時、さうしたちつづけ個人的行爲を外にして、もつと大きく堂々たる團體の組織と行動を通して、銃後日本の國民的結束を築き、國民の總體和と、國力總動員を圖畫して居るうづ然たる大勢力の現存する事を見落す譯には行かない。しかもこの團體は、堂々七百萬の組合員を擁して、政治的、社會的に主務官廳を壓する大勢力を有し、更に、その存立上、各種の租税や公課免除等の特典を保障して、經濟的にも、常に絶對的優位を誇り、傲然、他者に相對峙して居るのである。

そんなものが何處にあるのか、と讀者は怪んで訊かれるであらう。それでは、筆者は明白にお答へしやう。「産業組合」が即ちそれであると。

以下、くはしく産業組合の正體を解剖して、その不當性を検討しやう。

二、産業組合の現實的苦悶

産業組合（略稱、産組）は、云ふまでもなく、わが國農民團體の大宗であつて、現在その羽翼下に抱擁する組合員數、無慮六百五十萬、單位組合また一萬五千を超へて居る。

勿論、その根本建前の上から云へば、産組は、一般中小産業者の協同團體として立法、創設されたものであつて、これを單なる農民團體となすことは妥當でない。しかし、建前や理論はともかくとして、創立以來、今日まで産組が實際

に歩いて来た道と、その実績、並に現状の上から云つて、この團體を「農村を基礎とする農業者の協同團體」となすことは、天下公認の存するところである。

そこで、産組の本質的使命が、組合員の互助と協同の大組織によつて、わが國民經濟の實際上、他の各層に較べて、經濟的に、一番立遅れて居る農民階級を、補導育成し、それによつて、正しい農村經濟の確立を期すると共に、我が綜合國力の増強と、國民文化の向上を計らうとするにある事は自他共に認めるところである。然るに翻つて、今日、實際に於ける産組の運営と、その經營形態は果してどうであるか。

一言にして盡せば、今日の産組は、もはや組合ではなく、財閥である。協同團體ではなく、營利機關である。そして、その抱擁する巨大な資本力——零細資金の集積になる、老大二十八億の驚異的資本力は、産組本來の使命としての、零細農民の協同化、及びその生産的向上方面に流用されるのでなく、むしろ反對に、組合自體のコンチエルの野望、すなはち、商工資本の排斥、驅逐と、商工業者の壓迫、——そして、それを通じて達成し得べき、産組の全農村的制覇のために、全面的に逆用されて居るのである。

この事實を證明するために、筆者はまづ公明正確な次の數字を検討しやう。

明治の末年に於けるわが國信用組合の貯金額は、僅かに七百萬圓であつたが、その後逐年増大して、大正九年には二億二千萬、昭和五年に十一億、同十年に十四億、十二年に十七億、と加速度的膨脹を示し、爾來、戰時經濟の進展に伴ひ、政府の貯蓄獎勵國策に拍車されて、昨十四年末には恐らく二十八億を突破したであらう。しかも、これは多數組合の單なる貯金額の算術的合計額ではなくて、それ自體、系統機關を通じて組織化し、單一化し得る強力無比な資本なのである。この物凄い貯金増加率は、我國金融機關中、(郵便貯金を含めて)到底他に追隨を許さぬ急膨脹ぶりなのである。

それでは一體、産業組合は、この甚大な資金を一體如何に處分して居るのであらうか。否、これが資金の適切、有利な運用路をもつて居るのであらうか、問題はこゝにある。産組の悩みも、國家の憂患も、凡て根源を、この巨大資金の運用路梗塞に發してゐるのである。すなはち、昨昭和十四年六月末現在に於て、農村信用組合一千五百を基礎として調査した統計によれば、その資金の運用は實に次の如き割合を示してゐる。

貸出金 三三% 預け金 三七% 現金 一% 有價證券 一六%

即ち、貸出金が三三%であるに對して、餘裕金は實に、五四%に近いのである。しかも、この餘裕金過多は、次の如く、貸出の減少と共に逐年、甚しさを加へて居るのであつて、貸出金に對する餘裕金の壓迫は、日に増し著大化の傾向を示して居るのである。

信用組合運轉資金中に於ける貸出金と餘裕金の割合

年	月	貸出金	餘裕金	餘裕金中ノ預金及現金
昭和	一〇・六 ^年	五一・二	三六・〇	二七・八
同	一一・六	四九・一	三七・一	二七・五
同	一二・六	四六・三	三九・二	二八・一
同	一三・六	四〇・二	四四・六	三一・六
同	一四・六	三三・一	五三・八	三八・一

産組資金運用の悩みの跡、一目瞭然たるものがあるではないか、けだし、預け金は多くの場合、組合の貯金と逆轉利子をすら生むからである。

かうして、産業組合は、その悩みの種である餘裕金解消のために、多年、零細資金集積の槓杆として來た高利率をも、かなぐり捨て、銀行との間に利子協定率をも定めねばならなくなつたのであるが、無論、そんな事位では追付かず、續いて、國策的諸會社への大巾投資から、更に進んで、産組自體の企業的進出へと、いまや産組コンチエルの時代的苦悶は、巨大な四肢を擡はせて、全國的にのたうち居るのである。

今日、わが戦時經濟下に於ける、各種商工業者の自肅的地盤協定のもとにあつて、産組の不當、かつ横暴な業界進出が、囂々たる非難を浴び、商工業者及びその組合との間に、至るところ深刻甚烈な抗争を惹起しつゝあるにも抱らず、産組自體が、些かも省みて内を正さうとはせず、遮二無二その不當な意慾遂行に狂奔して居る事は、その暴もとより責むべきではあるが、しかも一面、産組自體としては、如上の内部的必然に煽り立てられた不可避的事情にある事もまた見通してはならぬ。

三、産組不當進出の實相

産組企業界進出の内部的原因に就ては、前章既にこれを述べた。

今日、産組の巨大な手に握られて居る廣汎な營業科目は、國民生活のあらゆる資材を網羅してあますところがない。某名士、これを評して曰く、「産組のやつてない商賣は、お寺と葬式屋だけだ」と、云ふ勿れ、或る地方では最近産組自

體が、葬式屋を営み、寺院は無くとも、お抱への僧侶も牧師も居るのである。すなはち、人間、生れてから息を引取るまで、一切合財、産組の手で間に合はぬものは一つもない實情である。北海道では現に産組經營の百貨店すら存在するのである。

しかも、この強大な營業機關が、國家の特別な保護のもとに、所得税、營業收益税、資本利子税、等々の重要税を免かれ、その上、支那事變に基く非常特別の新税及び増税の殆ど悉くを免除せられて居るばかりでなく、戦時經濟下に於ける、統制物資の配給に當つても、概ね、中小商工業者の分野から、優先的にこれを奪つて、産組分野に割讓されて居るのである。

かくして、産組の進出は、それ自身、中小商工業者の敗退を意味する。けだし、優勝劣敗は、自然界の鐵則である。國家の保護の下に、政治的經濟的優位に安住して居る産組と、孤立無援、しかも、國家に對するあらゆる公課の負擔に堪へ、その上、配給、集荷上の優先權を奪はれて居る商工業者と、その一騎打が五分々々に行くとしたら、強者必勝の自然法則は、改めて人間世界から否定されねばなるまい。

見よ、全國土を覆ふ中小商工業者の悲痛な呻きを、そして、高らかにあげられて居る産組の凱歌を、——
いまや、産組の飽くなき業界進出に對して、中小商工業者は、斷末魔の危地に追ひ込められて、その自滅は、全く時の問題たる状態に至つてゐるのである。

以下、各業種別に、簡単にその實情を述べやう。

肥料配給と産組問題

肥料は農民の生命である。特に今日、聖戦遂行のための食糧増産と、勞働力補充の兩國策下に於て、肥料の必要は一層生命的なものがあるにも拘らず、現實に於て我國今日の化學肥料生産量は、内に深刻な電力、石炭の不足による生産減と、歐洲戰亂の餘波を受けた加里鹽その他の輸入杜絶によつて、到底、内地農村の需要を充し得ない實狀にあるのである。

こゝに於て、その甚しい品不足に悩まされた肥料配給業者の間には、必然的に、深刻な「爭奪戰」が展開される譯であるが、しかも一方に於て公定價格がきめられて居る關係上、従前のやうに、賣買價格の高下によつて、利得することも出来ねば、また資本力にも、を云はせて抜け駆けの功名も出来ぬ時世となり、従つて、配給業者としては、只、當局の査定による配給料の増加だけに、一筋の希望と光明を見出さうとして居る實情なのである。

然るに、我國肥料配給の實際は、從來、これを專業として來た「肥料商人」と、これに對する「産業組合」の兩系統によつて行はれて居るのであつて、この兩者は當面的には「商賣敵」ではあるが、しかも實際に於て、消費者農家の立場から見れば、その利用價值の上に、それ〴〵一長一短があつて、兩々相俟つて存在することは、農家ため、却つて便利だとされて居たのである。

すなはち、組合系が、非營利協同主義の廉價販賣を建前（實際はともかく）とするのに對して、商人系はサーピスと、品質精選をもつてこれに對抗し、こゝに兩者相拮抗しつゝ、能率をあげて居たのである。

ところが、戰時經濟下の今日、一方に於ては前述の如き深刻な品不足に當面すると共に、他方、公定價格によつて、その賣價を一律化されるに至つたので、この兩系統は、それ〴〵の特徴を失つて、勢ひ、こゝに單なる配給機關として、配給量の一線上に於て正面衝突すべく餘儀なくされるに至つたのである。

こゝに於て、この兩系統の對立抗爭の激化を憂へた政府當局では、昭和十四年三月二十五日付、農林、商工省令第二號を以て「肥料配給統制規則」を公布し、四月十五日より「地方長官の指定する臨時配合肥料及び同規則第一條各號に掲ぐるもの」外、賣渡しの目的を以て、配合肥料及び化成肥料の製造をなすことを得ざる」旨を公示し更に、同年八月以降からは、改めて「肥料配給割當制度」を実施することとして、左の如き要項を含む割當制度を公布したのである。

肥料配給割當制度要項(抜萃)

(六)、貴道府縣に於ける商人系統に依るものと、産業組合系統に依るものとの配給數量は現在(最近一ケ年)の取扱實績を基準とし、當該地方に於ける配給上の實情を考慮して、最も圓滑適正に配給を期し得る様、兩者の取扱區分を決定すること

(七)、從來、當該道府縣に配給せる實績ある者は、他の道府縣の者と雖も當該府縣の商業組合其他地方長官の指定する統制團體に加入せしめ其の取扱數量を公平に決定すること

けだし、この割當制要項は、當時、激化の危機を孕んで居た、商人對組合兩系統の配給抗爭緩和のために、當局が苦心創案したものであつて、この要項が、公明正大に行はれる限り、兩系統の血を洗ふ抗爭は、或る程度迄緩和され

たであらう事は疑へない。然しながら、法は死文であり、これを生かすは人である。即ち、肥料配給割當制に對する當局の意圖が如何に公正妥當なものであつても、これを實施する「人」が如法にこれを行はないならば、それは畢竟一片の死文であり、空文であるに過ぎない。

果して然らば、當局苦心の「肥料割當制」はその實施の結果に於て、どれだけ効用を示し得たであらうか。いま、それを検討するに先立つて、筆者はまづ、その割當制實施の基礎資料たるべき、昭和十三年度、「統制肥料内地配給」の實績表を掲げて、豫め讀者の参考に資したい。

昭和十三年度(曆)統制肥料内地配給實績表(出荷)區分(單位噸)

種類	區分	商人系	百分比	産組系	百分比	合計	調査先
硫酸アンモニア	通 燐 酸	五四三、〇〇〇 ^噸	六〇、八	三五〇、〇〇〇 ^噸	三九、二	八九三、〇〇〇 ^噸	硫安肥料製造業組合
	石 灰 窒 素	五五九、七〇二	六二、七	三三二、二九一	三七、三	八九一、九九三	磷酸肥料配給株式會社
加 里 鹽	加 里 鹽	一四六、二〇二	六〇、四	九六、〇一〇	三九、六	二四二、二一二	三井物産株式會社
	加 里 鹽	一三〇、三二一	七七、三	三八、三六二	二二、七	一六八、六八三	大日本加里株式會社
合 計		一、三七九、二二五	六二、八	八一六、六六三	三七、二二二	一九五、八八八	

けだし、前章、農林、商工兩次官通牒によつて示達された「割當制實施要項」中に於て「商人系統及び、組合系統の配給數量は、最近一ケ年間(昭和十三年度)の取扱ひ實績を基準として、當該地方に於ける配給上の實情を考慮し、最も圓滿適正に配給を期し」と明記されてある事とにらみ合せて、この既往一ケ年の實績こそは、新しい配給割當額査定の上に、唯一無二の基準たるべきことは、改めて説明を要せぬからである。

而して、前表に於て、われ等が歸納し得た結論は、昭和十三年度(割當制實施前の一年間)に於ける兩系統の配給實績、(但し、無機肥料)商人系六二、八〇%に對し、組合系三七、二〇%であつた。

然るに、この公明な數字的事實を基礎として「公平に」「實情的に」査定された等の割當制實施後の數字を見ると、その結果は不思議にも、兩者の位置が、顛倒されて居るのである。即ち、割當實施後第一期に於ては、商人系四九、五六%産組系五〇、四四%であつて、割當實施前に對比して、商人系は一三、二四%を減ぜられ、産組系は反對に同率を増加して居るのである。しかもこの奇怪なる數字異變は、其後更に増大して、割當實施第二期に於ては、商人系四九、一〇%組合系五〇、九〇%の數字を示して居るのであつて、組合系の飽くなき進撃にして、商人系が歩一歩、後退萎縮の途を辿つて居る事實が明證されて居るのである。

この不思議な現象は一體何を意味するものであらうか?

云ふまでもなく、産業組合は各地方共その主腦部には土地の有力者を網羅して居り、従つてその勢力は政治的にも、社會的にも牢固として抜く可からざるものがあるに較べて、これに對する商人系の勢力は、政治的及び社會的に極めて微弱であつて、この點地方、中央を通じて、商人系は到底組合系に拮抗し得ない實情にあるのである。

然るに、前記、肥料配給割當額の裁定に當つては、各地方當局に於て、それとくに設置せる經濟更生委員會肥料部

會の諮問を経る事となつて居る。しかし、該委員會の構成は、各地方共殆ど大部分を産業組合系委員によつて占むる實情にあるのであつて、これに對する商人系委員の如き、その多きを占むる地方にありても漸く四五名、甚しきに至つては唯一名の委員を出せる縣が決して少くないのである。かくの如くして、産組側の希望及び意見が常に絶對多數の支持を受くるに反し、商人系は終始蔑視され、閉却されるを得ぬ次第であつて、至公至平なるべき當局の割當額査定が、公明なる割當前の數字的實績を無視して、前述の如き奇怪なる倒逆を示した理由は、一にこれによるのである。

由來、「長いものには巻かれる」事は、地方官僚の常態である。特に浮草稼業をもつて、その地位の動搖不安を啣つて居る各府縣當局者としては、常に、強大なる産業組合の勢力下に威伏して、たゞこれ、その機嫌を損せざらんとするは、寧ろ當然の事と云ふべく、かくして、商人側の悲痛なる陳情は、背に腹は代へられぬ彼等のために、つねに理屈抜きに黙殺され、埋りつぶされて居る實情なのである。

こゝに於て、これら愈々横暴なる産組不當進出と、これが取締りに對する地方官廳の不成意に憤激した「全國肥料商業組合聯合會」では、遂にこの上の忍従は、ひとり全國肥料商業者の生活權を喪失せしむるばかりでなく、更に、産業組合の横暴を助長し、ひいては、我が肥料國策遂行上、重大なる障害たる可き事を憂へ、茲に、昭和十四年十月十五日及び、更に越て本年二月十七日の二回に涉つて、農林、商工兩大臣を始め各關係筋に左掲の如き、深刻、甚烈なる陳情書を發送すると共に、敢然、起つて産業組合の暴虐を粉碎すべく、その強硬決意を天下に宣明するところがあり、こゝに産組對商人側の抗争は、遂に最後の一線を越へて、いよいよ本格的對峙の状態に入るに至つたのである。

全國肥料商業組合聯合會陳情書(抜萃)

一、肥料配給統制規則ニ基ク各府縣肥料割當ニ關シテハ(中略)屢々陳情要望ヲ行ヘルガ如ク、兩者ノ配給分野決定ノ基礎條件タル取扱實績ノ算定ハ商人系統ニ屬スルモノニ就テハ概ネ甚シク實際ヲ無視セラレタルノミナラズ所謂「實情」ノ字句解釋ヲ繞ツテ産業組合側ノ不當ニシテ且ツ横暴ナル要求ニ對シ各府縣當局ノ執ラレシ態度ハ甚ダ遺憾ニシテ結果ニ於テ商人側ヲ壓迫セル不公正ナル裁定尠ラズ、(中略)商人側ノ正當ナル要望ハ割當ヲ重ネル毎ニ蹂躪セラレ甚シク不當ナル運営ヲ見ツ、アルハ本制度制定ノ趣旨ニ反シ戰時下國內相剋摩擦ヲ益々激化セシメ當局怨嗟ノ聲ヲ増大セシムルモノト謂ハザルヲ得ズ。仍テ當局ハ斯ノ如キ事實ヲ精算シ速カニ之ガ調和ヲ圖リ公正妥當ナル運用ヲ期セザルベカラザルモノト信ズ(中略)聖戰愈々進ミ統制益々強化ヲ要スルノ機、希クハ再三「産組」偏重ニ走ルノ結果、本制度ヲ歪メテ商人壓迫ノ手段ト化サシムルコトナク、須ラク兩者ヲ提携セシメ戰時下重要ナル肥料配給ノ天職ヲ完フセシメラルル様何卒深甚ナル考慮を賜リ以テ肥料配給統制規則ノ將來的運営上聊タリトモ紛議紛争ノ禍根ナカラシメ「産組」對商人ノ對立抗争ヲ完全ニ融和協調セシメラレシコトヲ切望ス

而して、以上の陳情書並に、その後に於ける組合當事者の適正なる運動は、漸く天下の輿論を刺激するに至つて、今次第七十五議會に於ても、衆議院及び貴族院に於て、肥料配給問題を繞る相當活潑なる論議を展開するに至つた。

輿論の昂揚はそれ自體、正義の顯彰であり、不義の退陣である。産組首腦部も、政府當局も、この澎湃たる民論擡頭の前に、いつ迄も耳を覆ふて餘を盗むの姑息は許されまい。われ等は、更に破邪顯正の筆舌をゆるめず嚴に産組並に政府當事者今後の出方を注視しなければならぬ。

「米」と産組問題

日本は米の國である。「豐葦原千五百秋瑞穂の國は、我が子孫の君たるべき國なり」と、炳乎たる御神勅によつて、建國の基を開かれた神國日本は、一君萬民の大國是と共に、また天壤無窮の米の國であらねばならぬ。

ところが、いま、米の國日本は、米穀行政上、一大暗礁に乗り上げて、未曾有の米穀國難に當面して居り、米の民、日本人は、世を擧げての米不足に、深刻な食糧苦を訴へて居るのである。

瑞穂の國が、米に悩む。果してこれでよいのだらうか？

ふり返つてみると、我國の米穀政策には、その時代々々によつて幾多の變遷があつた。遠い封建の昔は敢て問はず、極めて近年に至つても、大正八九年の米價急騰は遂に石五十四圓五十四錢の高價を示現して、陰惨な米騒動の不祥事を惹起し、これが米價の引下げは、時の政府にとつて、最重最大の施政眼目とされた、然るに、その後いくばくもなく、米價は漸次、下落の一路を辿りはじめ、遂に昭和四、五年の經濟恐慌を経て、昭和六年には、石十六圓の最低値を示現するに至つた爲め、政府は遂に、全力を米價吊り上げに傾注するに至つたのであるが、その効果は、やがて一般經濟界の好轉と共に現はれて、米價は再び昂騰の軌道に乗るに至り、これと共に、政府は昭和八年、多年の懸案だつた米穀統

制法を布いて、こゝに米穀行政上、輝かしい一新紀元を劃さうと試みたのである。

云ふまでもなく、米穀統制法のねらひどころは、米の最高價格と最低價格を決めることによつて、米穀の變動に政府の法的統制力を強め、もつて米穀の操作を容易ならしめやうとするにあつたのだが、惜しいかな、この試みは成功したとは云へない。

ところが、昭和十二年、今次事變の勃發によつて、わが米穀行政の局面にもまた重大な轉換期が齎らされた。けだし戰時下の食糧の増産と確保、並にその配給が、戰時行政中、最重最大の條件たる事は、ひとり、わが國だけの問題ではないからである。

すなはち事變以來、急増した米の需要と、一方、これに逆比例する農村の勞働力不足、肥料不足等は、必然的に米價の昂騰を齎らし、配給もまた従つて停滞し勝ちな實情を示すに至つたので、政府はこれが應急對策として、さきに、昭和十一年米穀需給調整協議會に於て立案した「米穀株式會社案」なるお手盛り案を急改造して新に「米穀配給統制法」と銘打つて公布、謂ふところの米穀統制政策の刷新と徹底を期さうとしたのである。

然るに、この「米穀配給統制法」なるものゝ内容は、元來が、前述 米穀統制法實施後、逐年衰微の相貌を呈しつゝある米穀取引所の救済と、もう一つ、近年、米穀配給界に積極的進出の機をねらつて、文字通り虎視眈々たるものある産組に對し、御機嫌取りの政策をも合せ含めた農林省のいはゆる一石二鳥案「米穀株式會社案」の焼き直しに通きぬものであつて、その内容まことに粗漏、杜撰、かつ偏頗、不公平なものであつて、これを、配給統制法等と名ける事は、羊頭狗肉もまた甚しいものであつた。

しかしながら、筆者は、本文に於て米穀配給統制法一般に對する批判を述べやうとするものではない。只、該法中に

含まれた産組不常援助の項目と、その実施結果だけを摘録すると、まづ米穀配給統制法は、その第八條に於て、「米穀市場ノ賣買取引ハ其ノ市場ノ市場員ニ限り之ヲ爲スコトヲ得」として、原則的に市場内の取引は市場員でなければならぬ事を明記しつつも一方、同條但書に於ては、「但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハコノ限りニアラズ」として、巧みに、市場員以外者、即ち生産者たる産組關係者の市場賣買取引進出に、有利な前進據地を與へて居るのである。

元來、我國の正米市場は、大體、産地に於ては買市場であつて、買方は市場員として限定されてゐるに對し、賣方は一般生産者、生産者團體、仲買人等、誰でもよい事になつてゐるのであるが、一方、それと反對に消費地は大體賣市場であつて、賣方は生産者團體たる全販聯や卸賣業者に限定されてゐるに對し、買方は一般小賣商、仲買人のみならず、購買組合、消費組合、一般消費者等、誰でも買ひに行ける事となつて居るのである。

従つて、前記産組側の市場取引を公認した「米穀配給統制規則」の實施結果は、從來、都市卸賣業者に對し十トン（百六十俵）單位で賣つて居た全販聯をして、今後は新しく市場員として、卸賣業者と同様、市場内に於て、一般人に直接販賣し得る道を與へたものであつて、その結果は、市場内に於て、生産と消費が直接結びつく事となり、かくして、結局、米穀商は完全に排除さるゝ事とならざるを得ぬのである。

尙、これが必然的隨伴現象として、從來、元卸であつた全販聯が、向後、直接一般消費者に對し、自由に販賣し得る事となる結果、産地の米穀蒐集は勢ひ獨占化せられ、買集商、移出商、産地仲介商、問屋、卸商、小賣商等の一切が、早晚、失業の悲運に到達する事は、火を睹るよりも明白であつて、米穀商人にとつては、まさに文字通り、命とりであると共に、産組側にとつては、逆に救世主的法令の出現と云ふべきである。

これを要するに、米穀配給統制法は、生産者團體たる産業組合を市場に進出せしめて、これに投機的延取引を行はし

め、一方、全國二百萬の米穀商からは、多年の商業權益を奪つて、これを危地に陥れ、もつて、戦時下、最も憂ふべき國內の磨擦と相剋を激成する悪法中の悪法と斷ずべきものであつて、かくの如き法令が、國策の美名によつて瑞穂の國の米穀行政を決定することは、米の國、米の民にとつて最大の不幸と云はざるを得ない。

即ちこれによつて生産者たる農民は産業組合の投機的行爲に毒せられ、配給業者たる米穀商は生活の脅威に泣き、更に消費者は、屋上屋の中間搾取會社設立によつて不必要な手数料を徴收され、結局高い米を買はされるのである。

あゝ、これをしも羊頭狗肉の愚案、劣案と云はずして、また何をか羊頭狗肉と云ひ得るだらうか。

然しながら、惡法もまた法である。われ等は、既に公布された法令を無視して、國憲に叛くものではない。只、この法の不備と矛盾性を克服して、戦時下、米穀配給の純正化を期するために、更に公正な輿論に訴へて、現行、歪められた米穀行政の是正を期すると共に、更に暴逆、産業組合の不當なる業界進出阻止のため、飽く迄も奮闘力戦しなければならぬ。

以下、略記するところは、最近、各地に於て頻發されて居る産組、米穀業界不當進出の實狀である。

米穀集荷上に於ける産組の攻勢

肥料、木炭その他の一般商品に於ける、産組對商人系の抗争が、概ね配給上の抗争であるに對比して、米穀界に於ける兩者の抗争は、その主點を、集荷上の抗争に置いて居る事は特に注意されねばならぬ。

けだし、米穀集荷に對し決定的役割をつとめるべき、現行米穀配給統制規則——即ち、舊、米穀會社法案の焼き直し

法令が、産組側に結局取引所利用の前進基地を與へて、その米穀界不當進出に對し、絶大の攻撃據點を占據させたものである事は、前節既に詳述した通りであるが、更に取引所以外に於ける地方米穀の集荷に當つても、産組側は事毎に商人系を壓迫するの勢ひを示して居り、その政治的、社會的優位を背景とした飽くなき進出力の前には、商人系は只、切齒扼腕の外なき實情である。

即ち、地方農家に對する商人側、從來の米穀買付は商人側に於て、生産者を歴訪したものであるに對し、産組側は、逆に生産者より、組合に持込んだものであるが、現行、公定價格裁定下の取引にあつては、産地買付け價格から、小賣價格に至るまで、一々、嚴密に公定されて居て、それを動かす事は許されないのである。

然るに、産組の場合に於ては、最初の買付けから、最後の小賣りまで、一貫して自己系統の手で、持ち運び得るのであり、しかも、たいいてい、の地方には産組系の倉庫があつて、集荷上、非常に有利であるばかりでなく、更に、組合機關紙その他を通じて、最も有效な宣傳機能をもつて居るため、全體が有機的組織化して、命令系統の意志は常に最も敏活に全體に傳達し得るのである。

巷間、傳ふるところによれば、通般、大都市に於ける極度の米不足招來を豫測した、産組幹部は、秘かに、傘下組合員に對し、手持米穀の包藏賣惜しみ方に對する或種の指令を發したと噂せられて居るが、事の眞偽は筆者の保證し得ないところであるとしても、兎も角、さうした秘密行動も、現在の産組機構に於ては、敢て、行ふに決して困難ではないのである。

かうした強靱な組織と統制をもつた團體が、政府の保護と助成の下に業界進出を敢行するのである、向ふところ離なき所以ではないか。一例を、縣米檢料の一部に取つて見ても、秋田縣其他に於ては、産組分一俵七錢なるに對し、商人

分は九錢である。一俵二錢の差額と云へば實に米價の千分の一、三に相當し、仲買業者の取扱手数料に匹敵するものである、莫大ならずと云ひ得るであらうか、

かくして、産組側破竹の進軍に對し、商人系は只、切齒扼腕するの外に術がない。だが、問題はそれで納まるのであらうか、産組側進出の極所は何處か、商人側、退却の窮まるところは、果して何處か、そこに巨口を開けて居る深淵が、國家の危機であり得ぬならば、筆者はもつて瞑目しやう。

—— 白米小賣市場に於ける産組の暴狀 ——

産組の白米小賣に關しては、曩に農林次官の通牒を以てこれを禁止せられ、また事變下國內相剋回避の意味を以て、昭和十二年九月商工、農林兩大臣主催の下に開催された懇談會に於ても、中小商工業者と産組間に圓滿な協定申合せを見た問題である。然るに、産組はその後に於ても、これが白米小賣方針を變更せざるのみならず各方面に着々新規進出を企てつゝある實狀であつて、いまや全國的に、業者對産組の抗争は益々激化の一途を辿つて居る。而してこれが實例は枚擧に遑なく、到底詳述し得ないのであるが、茲に、その最も著しい事例の一つとして長野縣下に於ける事實を略記すれば、次の如くである。

(實例) 上田市外村落所在の産業組合は、近年精米事業を營むもの多く、屢々他所産の玄米を購入して、精米販賣し來つたのであるが、その常習組合たる神科村産業組合では、先般、新に出張所を上田市内に新設し、販賣方面に積極的進出を企てたので、上田市米穀業者は直ちに、これが撤廢方を縣に陳情するところがあり、縣當局も亦若干の考

慮を拂はれたが、産組側の頑迷さは、遂に圓滿妥協の意志とを誠意示さざるにより、遂に最後の決意を固めた商人側では、その對抗策として、前記、産組出張所前に、「上田米穀商組合白米共同販賣所」を設置し、悲壯なる對抗販賣を開始するに至つた。而して、これが對折戦術は、産組が、注文白米を自轉車にて配達せんとする場合、これを見張れる商人側から、同じく自轉車で、その後を追ひ、届先を見届けた上、買人に對し、商人側から、産組より安値を以て買入れを懇願するの非常方策を取つたもので、かくして上田市米穀商人の興奮状況は、これを目撃するものにとつて全く一層興奮の危機を思はしむるものがあつた。

ただし、産組の構想は、濫良なる市井の商人を驅つて遂にこの非常手段に出でしめるに至つた事、聖戰下國民總親和の國策の下に、眞に千載の恨事と云はねばならぬ。

木炭と産組問題

木炭は、一般家庭生活に於ける日用必需品として、その圓滑なる需給は、直ちに國民生活の安危に影響するばかりでなく、更に近年に至つては、ガソリン、石炭等の企業用燃料缺乏を補ふ重要な國策的役割をも附加せしめられて、これが生産擴充と、配給の圓滑化は、いまや國家當面の最緊急條件とされるに至つて居る。

然るに、事變以來、バルブ、建築用材その他の木材需要増嵩と、一方、これに並行する労働力の不足は、當局物價政策の矛盾と相俟つて、甚しく木炭の生産を減ぜしめ、遂に昨冬の陰惨な木炭飢饉を現出するに至つた事は、いま尙、われ等の記憶に生々しいところである。

然しながら、元來、木炭は國內にて生産し、國內にて消費するものであるから、林政當局の措置さへ適正であれば、かくの如き木炭飢饉などあるべき筈ではないのである。勿論、事變下の今日、製産上の手不足は當然であり、消費量の増大も敢て異とするに足りぬ。しかし、それ位の見當は、最初から當然豫測し得られる事であつて、林政當局ともあらうものが、今に至つて、事々しく、足元から鳥がたつたやうに、木炭行政の建て直し等と呼ばすに至つては、その權威のため、われ等の衷心遺憾とするところである。

當局、木炭行政の矛盾性に就ては、筆者は、こゝに論ずべき多くのものを持つて居るのであるが、特に主題を産組問題にのみ局限して、この稿を起した筆者としては、さうした木炭行政一般に對する批判は暫く後廻しとして、こゝでは只、その配給規則を中心とする、實施上の矛盾と、それに便乗して主我的意慾を逞しくせんとする産組當事者の不當進出だけを糾弾して、この項を終り度いと思ふ。

農林省令による「木炭配給統制規則」第一條は、「農林大臣ノ指定スル道府縣（生産道府縣）ニ於テ生産セラレタル木炭ハ當該生産道府縣ニ付農林大臣ノ指定スル道府縣（消費道府縣）ヲ仕向地トスル場合ニ非レバ之ヲ當該生産道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ」と規定し、更に同第二條に於ては「地方長官ガ前條ノ生産道府縣ニ於テ生産セラレタル木炭ニ付當該生産道府縣ヨリ之ヲ移出スル者ヲ指定シタルトキハ其ノ指定セラレタル者以外ノ者ハ之ヲ當該道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ」と規定して居るが、別に、これが註釋とも見るべき、「木炭配給統制規則施行細則案」なるものを見ると、その第二條に於ては、「木炭ハ××縣販賣組合聯合會、縣一圓ヲ區域トスル木炭同業組合又ハ其ノ聯合會其他知事ノ別ニ指定スル者ニ非レバ之ヲ移出スルヲ得ズ」同第三條「規則第三條第二項ノ規定ニヨリ農事實行組合又ハ販賣組合ノ組合員タル木炭ノ生産者ハ農事實行組合又ハ販賣組合以外ノ者ニ（中略）自ラ生産シタル木炭ヲ販賣スルコトヲ得

ズ」と規定し、更に同第五條に於ては、木炭の移出、販賣、並に販賣の委託は、(一)全販聯、(二)縣購販聯、(三)購賣組合、(四)木炭同業組合又は其の聯合會、(五)商業組合又は聯合會、(六)前各號に準ずべきものにして知事の指定を受けたる者以外は、絶対にこれを取扱ひ得ない事を明示して居るのである。

これを要するに、木炭の取引及び配給は、この法令によつて、明白に、産組系と、商人系の二元的機構に分割された譯であるが、從來、全國に於ける木炭の生産總量約七億萬貫中、商人系統の取扱量は、その八割五分を占めたに拘らず、産組系は僅かに一割五分であり、或る縣に至つては、産組系は全然、木炭に手を染めざりしものもある位である。然るに、該配給規則の公布は俄然、産組をして木炭取引に異常な關心を抱かしむるに至り、當局また、産組に對して頻りに策勵を與へた爲め、木炭配給に對する産組系の進出は、俄かに目醒しいものあるを示し、ために、商人系は歩一歩、退却を餘儀なくされるに至つたのである。

けだし、總論に於て既にこれを論じた通り、政府の手厚い保護の下に、納税公課を免れ社會的及び經濟的にあらゆる優先的地位を占むる産組が、商人系に對して猛然、攻撃的態度に出づる場合、商人系が到底、これに拮抗し得ざる事は自明の理だからである。

加之、商人側に於ては、嚴正なる公定價格として産地移出價格二圓、産地より販賣地までの運賃二十錢、卸賣口錢十二錢(水揚賃、倉庫料一切を含む)小賣口錢三十五錢(問屋値段より消費者持込迄の諸費用を含む)小賣價格二圓六十七錢と小刻みに制定されて居るに對し、産組系統にあつては、産地移出公定價格二圓から、小賣公定價格二圓六十七錢まで、最終の持込配達料十五錢を除いては一切の中間的料金の規定を免れて居るのであつて、既に産地移出の價格と、小賣價格が公定されて居る現實に於ては、産組側に對し、商人側が到底、平等に立向ひ得ない事を知る可きである。

こゝに於て、この有利的立場を利用した産組側では、商人系に對し、俄然、攻勢的態度をもつてのぞむに至り生産者に對して、「生産獎勵」の美名に藉口して、木炭代金の割戻しを行ふ等、巧みな脫法的方法を以て自己陣營の強化を計りつゝあるのであるが、かくの如き行爲が、その名目の如何に拘らず、統制規則の法的精神に反する非國策的行爲たるや言を俟たないのである。

かくの如くして、「木炭配給統制規則」の施行は、産組側の不當進出と、商人側の窮迫を結果して、統制規則本來の目的たる配給の圓滑と、價格の適正に對する逆効果をさへ生むに至り、政府の誇示する木炭行政の現實は、更に複雑怪奇なる様相を現出するに至つたのである。

こゝに於て、當業者は、その窘迫された生活線上に起つて、遂に商權回復を大呼せざるを得ぬ事となり、去る四月十一日、大阪市に於て開催した、全國木炭商業組合關係者協議會席上、次の如き宣言、決議を發表してその毅然たる意氣と闘志を中外に闡明したのである。

宣言並に決議

我等、全國二十萬の木炭業者並に七百の木炭關係商業組合は、最近に於ける木炭の逼迫に鑑み、時局に便乗する産業組合の不當進出を排撃し、商業組合の全面的活用依りて木炭配給機構の整備充實を圖り以て木炭の増産、木炭公定價格の改善並に木炭の配給統制及び消費統制を完遂せんため打つて一丸全國木炭商業組合聯合會を結成し木炭報國の一

路を勇往邁進せん事を誓ふと共に速かに左の事項の實現を期す。

記

- 一、農林省令第六十八號木炭配給統制規則を速かに撤廢すること
- 二、木炭規格を單純化し木炭の増産を計ること
- 三、木炭公定價格の適正を期すること
- 四、産業組合偏重主義政策を是正する事
- 五、木炭の集荷並に配給に就ては從來の取引機構を尊重すること
- 六、政府は國有林の拂下に際し特別待遇をなさざること

右宣言決議す

昭和十五年四月十一日

全國木炭商業組合關係者協議會

自轉車と産組問題

自轉車が、庶民交通の「足」として、地方文化の上に果しつゝある役割は絶大なものがあるが、近年、産組に於ては、全購聯擴充計畫の一翼として、自轉車配給事業に積極的進出を企て、さきに、四十萬臺配給案を樹て、商人側に一大脅威を與へた。

すなはち産組の擴充計畫案によれば、各縣下配屬組合に對し、五十萬臺販賣の組合に對しては、自轉車修繕工具一式を供與し、更に、二百萬臺販賣の組合地區に對しては、同上工場を建設、常備員一名を置く等の督勵策によるもので、これらの積極的獎勵策に拍車された、各地産組の活動は眞に目醒しいものがあつた。例へば、新潟縣下の如き、事變前に於ける産組系の縣下販賣臺數は、殆ど云ふに足らざるものがあつたに拘らず、昭和十二年度には、一躍千三百臺の賣上を示し、更に十三年度千八百臺十四年度には二千三百臺と、加速度的躍進を示して居るのである。

これはひとり新潟縣下に限らず、殆ど全国的に現れて居る現象であつて、いまや、産組對自轉車業者の對立抗争は、全国的に一觸即發的危機に當面して居るのである。けだし、この問題に關しては、さきに、事變當初一即ち、昭和十二年九月廿四日、商工、農林兩大臣立會の下に、國內相剋解消を期して開催された、産組及び商工業者代表協議會の席上に於ても、「産組側に於て、今後新進出計畫は行はざること、商工業者も亦、徒らに産組を刺戟する如き言動を避くること」の申合せが成立し、従つて當時、既に險惡な雲行を示して居た自轉車配給抗争も、こゝで、一應解消さるべき筈であつたのであるが、實際上は前記の如く、産組の進出益々甚しいものがあるため、抗争は一層白熱化するの實情を呈して居るのである。

これを以て、福島縣、新潟縣その他の縣自轉車業組合では、臨時大會を開いて産組對抗策を決議し、それ／＼激越な宣言決議文を發表して、輿論に訴へて居るのであるが、就中、長野縣に惹起した後述の事件は、紛争の最も惡質なるものとして、當時世人の眉をひそめしめたものである。

即ち、これよりさき長野縣自轉車業組合に於ては、横暴なる産組の業界進出に對し、自衛的對抗策を講ずべく餘儀なくされ、その一手段として、業者販賣に係る自轉車に限つて、特殊の「盗難豫防マーク」を附し、このマークなき産組側販賣自轉車に對しては、修繕を行はざる事を申合せたのであるが、一方、これに困却した産組側に於ては、ひたすら商人側の結束切崩に狂奔し、遂に工業組合員中の數輩を誘引し得て、こゝに「産業組合自轉車無料修繕所」を開設し商人側の閉め出しに對抗したのである。かくして、兩者の抗争は日と共に激越化し、兩陣營の興奮は、これを見るものゝ胸をうづかshめて居た折柄、突如、上田市近在の自轉車業組合長、瀧澤澤人氏の憤死事件なるものが惹起し、この抗争は遂に、最後の場面に逢着し終つたのである。

この瀧澤氏憤死事件の真相に關し、當時、上田商工會議所は「商權擁護の犠牲者瀧澤澤人氏自殺の顛末」なる文書を發表して同氏の自殺が、産組の不當進出に對する業者の悲憤を代辯するものなる事を明白にし、その證據として、同氏自殺の際自ら掛けたる白澤には「産組、納稅者を殺す」なる八文字が大書しありたる事を公表して、いたく世人の胸を打つたのである。

こゝに於て、事態のかくの如き急進展に周章狼狽した縣當局は、漸くにして、その鉛の如く鈍重な腰を上げ縣經濟部長、産組課長、特高課長立會の下に、始めて兩者首脳部の手打協議會を開催せしめ、結局、次の如き協定案に基き、兩者の和解手打をなさしめたのである。

協定事項

- 一、縣購販配給自轉車の數は八百臺とす（經濟部長が此の數を超えざる様監督すること）
- 二、縣内町村産組配給自轉車及附屬品、リヤカーは昭和十二年中の實數を超へざること

- 三、産組配給自轉車の組立は業者が組立てること
- 四、組立料は一臺金一圓八十錢以内とす
- 五、修繕所は漸次全廢すること（利用事業部として事件發生前のものを除く）
- 六、盗難豫防マークは全部の自轉車に貸與し取付ける事は差支なし（此の事は文書に表はさず）
- 七、現在自轉車業組合に加入せざるものは努めて加入せしむること（以上）

以上は、長野縣下に於ける、最も極端なる一事件であるが、しかも、この種の紛争は、いまや全国的に勃發の危機を包藏して居るのであつて、取締り當局の適正な措置こそ、焦眉の急務でなければならぬ。

石油と産組問題

石油が、事變下、缺乏物資中、最大最要のものである事は説明を要しない。

故を以て政府は、さきに、石油共販會社を設立して、配給機構の刷新、統制を計つたが、その配給統制案の制定をめぐつて、産組と商人の間に、一大紛争が惹起された事は、既に周知の如くである。

けだし、政府案として最初に提示された石油配給新機構案によると、産組は、地方小賣商よりこれが配給を受ける事となつて居たのであるが、かくの如きは、産組の業界進出に對する積極的野望の到底、受容するところではなく、こゝに産組得意の横車押しが猛然と始つて、それを阻止せんとする業者側の運動と衝突、鎗を削る紛争を展開したのである

が、結局、産組、強引の横車が遂ひに商工省を動かして、配給機構案の改訂は、業者總意の反対を押切つて決定され、産組はその主張通り、中央共販會社より直接配給を受ける事となつて、こゝに凱歌は高らかに産組陣營に上げられたのである。

さて、然らば、これが改訂後の実績は果してどうであらうか、

一言にしてつくせば、産組は進出し、商人は後退して居る。而して、これが経緯は、大體、肥料、木炭等のそれと同様であるが、特に石油に於て注意されねばならぬ事は、貯藏倉庫建設に對する當局の不正なる商人壓迫と露骨な産組援助である。

云ふまでもなく、石油の取扱ひには、嚴重な石油取締規則があつて、業者を束縛して居る。然るに、石油の實際取扱上、該取締規則の規定する貯藏倉庫建設に對して産組は、農林省より半額の補助金を交附されて居るに反して、商人側は、補助金等の交附を受け得ぬ事は勿論、自費を投じて、これを建設する事すらも、取締り規則を楯にとつて容易に許容され難い實情にあるのである。

即ち、該取締り規則の命ずるところによれば、十坪の石油貯藏庫を建つるにも、實に千坪の空地を要する。従つて、商人側が倉庫の建築を申請しても、この規則を眞正面から適用されたのでは到底、許可の見込みはないのである。然るに一方産組側では、前述の如く倉庫建築費の半額は農林省より補助されるばかりでなく、場合によつては、農業倉庫への貯油すら大目に見られるのであつて、かくして、兩者の倉庫利用力に於て、霄壤の差が生じる事は理の當然である。

然るに、實際上の問題として、石油配給は倉庫なくしては不可能であるから、勢ひ商人側は折角、貴重な石油配給を受けながら、貯藏の方法なきため涙を吞んで返上せねばならぬと云ふ悲痛な結果を見る事、屢々であつて、これは、法

規を濫用した、官意の産組援助、商人壓迫なりとして、地方業者間に怨嗟の聲頻りなるものがある。

かくして、石油配給を繞る、産組對商人の抗争も、肥料、木炭、米穀等々のそれと同じく、いまや、産組の凱歌は、それ自身、商人側の挽歌として全國的に切々の響きを傳へつゝあるのである。

ゴム製品と産組問題

ヒットラーに、劍を抜かせたものは、ドイツに於ける合成ゴム製出研究の完成だつたと傳へられる。戦争遂行と、ゴムの重要性を物語るものとして、まことに意味深いエピソードである。

戦時下に於ける、必要諸物資中、ゴムがその最大のものである事は多言を要せぬ。ゴムのない戦争は、鐵と血のない戦争と同じく、近代戦にあつては、凡そその概念すらもなり立たぬものである。

故を以て政府は、昭和十三年七月九日、ゴム製品に對する民需制限並に統制の目的を以てゴム靴製造禁止、及び販賣制限に關する規則を公布し東京ゴム靴卸商業組合を指定して、全國卸賣業者手持ゴム靴の買上げ、並に配給を行はしむることとした。

こゝに於て、同組合は、欣然、國策の旨意を奉じて、直ちに、全國卸賣業者に呼びかけ、縣單位の卸業者組合を結成せしめてこれを代行機關とし、全國業者總動員の體制をもつて、最高度の國策協力を實踐し來つたのである。

即ち買上げゴム靴は、絶対必需方面の工業用、鑛山用の外は、主として、雪寒地方、農山林漁業方面に配給せられる關係上、その對蹠的立場にある産組とは、自然、問題を生じ易き虞れある事を慮り、時局柄、極力その摩擦を回避すべ

く、代行機關に對する指令等にも特に注意して、産組を刺戟する如き字句の使用を禁じ來つたのであるが、一方、これに對する産組側に於ては、これら業者側の誠意に酬ゆるに屢々、挑戦的態度をもつてし、その言動、まことに遺憾とすべきものがあつた。

例へば、埼玉縣の如き、同地區は配給禁止區域である關係上、卸商人側のストックは全部買上げらるゝ事となり、従つてゴム靴は倉庫に山積しながらも、嚴寒降雪を迎へて一品も手を觸れ得ず、ために轉業者繰出の悲惨事を展開して居る矢先き、縣下、各産業組合は、敢て、恣にこれを販賣した爲め、忽ち大問題を惹起したのであるが、更に山形縣にあつては、新聞紙上、産組當事者の言としてゴム靴の配給に就て「縣下産組側は二萬餘足の配給あるも、商人側には一萬餘足の配給よりなく、その上、商人側は中間の利得を加へられるから、×圓×錢の販賣價格であるに對して、産組側では中間利得なきため×圓×錢で販賣し、飽く迄顧客本位である」等、甚しき業者陷害的の記事を發表して、露骨な挑戦的言動を敢てしたのである。

しかも、この山形縣下の某模範信用組合では、無經驗な係員の計畫なき過剩仕入の結果遂に莫大な腐朽商品を作り、その處置に窮した結果、最後にこれを惜しげもなく田圃に積上げて、焼却し去つた如き、その貴重な天物損傷に對しては、これを見るもの、ひとしく胸を痛ましめたものである。

これを要するに、ゴム靴卸賣業者は、現在、全國四十六卸賣業組合を單位として、全國ゴム靴卸賣商業組合聯合會を組織し、更に、ゴム工業組合聯合會をも結成して、舉業一致、緊密な聯絡と、互助の下に、斷乎、産組側の横暴非道な反國策的行動を阻止する決意であつて、取締り當局、並に官民識者に對して、切に嚴正なる批判を乞ふて居る次第である。

綿製品と産組問題

綿製品の徹底的缺乏が、國民大衆に投げ與へる、深刻な脅威は、今日、わが銃後生活に於ける最大の悩みとも云ふべきものであるが、國民大衆がよく、この苦難に堪へ、窮乏を忍んで、なまぬスフの着物や肌着に、雄々しい聖戰遂行の意氣を見せて居る事は、涙ぐましくも心強い軍國日本の眞姿でなければならぬ。

政府はさきに、この綿製品沸底の對策として、逸早く特免綿製品（タオル、手拭、靴下、足袋、綿糸、紺紺等）に對する販賣統制の法令を布き、これが配給機構として、商組と産組の二系統を分立させたのであるが、こゝにも産組の飽くなき業界進出の魔手は伸ばされて、商人側は至るところ死地に追ひつめられ、滿身瘡痍の苦闘を展開して居るのである。

以下、列記するところは、その偽らざる現地報告の抜萃であつて、産組の横暴な積極的攻勢と、商人側のこれに對する苦闘ぶりが、歴々として觀取されるものである。

|| 特免綿製品配給に對する産組の不當進出とその不適格性 ||

(一)、産組地方幹部は、農村に於ける特權階級であるが、元來、産組加入には原則として出資を必要とするから、多數の零細農民は、組合加入に困難である。然るに、特免綿製品は、その本來性に於て、これら、産組加入に困難なる

零細勤勞農民にこそ、眞實の必要性があるのであり、政府の配給方針もまた従つてこゝにあるは當然であるに拘らず、産組はこれが實際的配給に當つて、まづ第一に農村特權階級とも云ふべき、組合幹部に優先的に、これを配給し、次いで、その餘りを組合員中の勢力の多寡に比例して配給するを常例として居る。かくの如きは、たゞに、特免品配給の國家的旨意に反するばかりでなく、まさに、人道に、はたまた社會上、許すべからざる罪惡でなければならぬ。

(二)、從來、産組に於ては、織物取扱ひの經驗が殆どなかつたため、品種、銘柄等の選別に混亂し且、配給の適正を期し得ず、或る組合にては、布地に鉄を入れる事にすら困難を感じる實情にあり、加ふるにその配給ぶりが甚しく官僚的で、僻地にあつては、五里六里の遠路を態々組合事務所まで買ひに行かねばならず、しかも行つてみれば、民衆化しない事務所の窓から、品物を突き出したるまゝ、その選別をも許さぬと云つた状態で、組合員中、不平と怨嗟の聲は頗る高い、特に、廣巾長尺もの等に至つては、その取扱ひ困難のため全部を一反として切り賣りせざる等の官僚ぶりを發揮して居るため、組合員は非常に困惑して居る。

(三)、或る地方の産組にあつては綿製品配給に籍口して、組合員の獲得運動に狂奔し、一圓乃至二圓の組合加盟金を徴収して、それと交換條件的に、非組合員にも情實配給をなして居る。

(四)、宮城縣では、縣當局から商人に割當られた晒、五、〇〇〇反を、當局の許可もなく、産組が東京綿織物卸商組合から横取りするの非法を敢てし、縣當局、及び商組との間に物議を醸した。これと同様の事態は外に福島縣にもあり、即ち、産組が織色木綿五、七〇〇碼を商組から強奪して紛争を惹起した事これである。

以上は、特免綿製品配給上に於ける、産組の不適合性と、その横暴ぶりに對する現地報告の一部であるが、もつてそ

の實狀一般を見るべきである。

かくして、戦時下、國民生活の最重要資材たる特免綿製品が、産組の不當進出によつて、甚しくその利用厚生之道を阻まれ、國策遂行上、重大な支障を來して居る事は、國家のため重大憂患となすべきであつて、日本織物雜貨小賣商業組合聯合會が、これら窘迫された商人側の陣頭に立つて、敢然、産組との抗争に駆起した理由は即ちこゝにあるのである。

いまや聖戰下、國民總親和による總動員體制の確立が刻下の急務とされて居る時、政府當局の善處こそまさに焦眉の問題でなければならぬ。

鶏卵と産組問題

鶏卵は、その生産部面に於て、我國中小農家の副業収益として最も重要な地位を占むるものであるばかりでなく、消費部面に於ても、わが食糧政策上、はたまた保健衛生上、非常に重大な役割をつとめるものであつて、この生産、配給消費の諸問題が、國家的に重大性を有する所以も、また従つて明瞭である。

然るに、この鶏卵界にあつても、産組不當進出の嵐は、遂に當業者を驅つて、一大恐慌を惹起せしむるに至り、いまや、鶏卵戦線の異常は、嘗に生産者、配給者の生活問題であるばかりでなく、ひいては、その需要者たる一般大衆、一特に、その主要消費者たる病者、醫療者等の食糧問題にも影響して、重大な社會問題化せんとして居るのであるが、昨秋、

すなはち、從來、當業界に於ける生産組合の販賣方法は、指定商による入札販賣を常例として居たのであるが、昨秋、

未曾有の鶏卵騰貴の齎らすところ遂に(一)生産者及び生産者委託販賣業者販賣價格壹箱につき拾參圓(着譯渡し)(二)卸賣價格、壹箱につき拾參圓參拾五錢(買入店先渡し)の最高價格決定告示を見るに至つたので、入札販賣はこゝに中斷せられて、新しく、從來の取引數量を基礎率とする配給割當制が實行される事となつたのである。

然るに、前記告示の最高價格は、餘りに實情を無視した安値であつたため、勢ひ需要を激増せしめ、一方、引續く生産減と相俟つて、極度の品不足を招來するに至つた。

こゝに於て、利にさとい大口消費者は、從來の中間配給者の手を介せず、直接、生産組合たる全販聯に殺到して買付けを行ふに至つたのであるが、此の商機を掴んだ産組側では、消費者並に小賣業者に販賣するに當つては、これを「卸賣行為」なりとの独自の解釋の下に、公然と十三圓三十五錢を以て小口卸賣を開始し、卸業者に對して、全然、配給を停止するの不當取扱ひを敢てするに至つた。しかも、その理由に對しては、公然として揚言して曰く、「卸賣業者に販賣する場合は、拾參圓以上に販賣し得ないからだ」と、何と云ふ、傍若無人の公言であらうか。

けだし、既述の告示によつても、充分明瞭であるやうに、生産組合は、その買手の何人たるかを問はず、十三圓以上の價格を以ては販賣し得ざる規定であるから、鶏卵卸賣業者及びその同業組合は、屢々、その違法を指摘して、産組側の反省を求め、且つ監督當局に對しても屢次、實情を具申して善處方を要請するところがあつたが、共に、言を左右にして要を得ず、ために、業界の物情騒然として、遂に周知の如き大混亂を招來し、違反者の續出を見るに至つた事は、まさに、業界千秋の恨事と云はねばならぬ。

元來、生産組合たる全販聯は、その業務開始に當つて、指定商以外には販賣しない契約であつたにも拘らず、其後、機會ある毎に、その本來の方針たる小口販賣に主力を轉傾し、業者の権域侵害に虎視眈々たるものを示して居たのである。

が、偶々昨秋の業界異變を好機として全面的に、その野望達成に乗り出したものであつて、いまや、これによつて受ける業者の窮迫は、適ひに最後の段階に到達し、その窮狀は、眞に名狀すべからざるものがある。

農機具・藁工品・飼料と産組問題

農機具

事變下、農村に於ける深刻な勞働力不足は、必然的に農機具の利用價值を増大せしめ、その需要量も、従つて著しい増大を示して居る。

こゝに於て、利にさとい産組當事者は、直ちに阪神及び東京の農機製造業者と結託して、その大量買占めを行ふと共に、一方、組合員に對しては、産組指定農機の使用法を講習させて、半強制的にこれを賣りつけて居るのである。而して、農家の立場としては、産組から購入せざる農機を使用して精製した米穀は、その検査に當つて、下等の等級を付される傾向顯著なものがあるため、不利を忍び、目をつぶつてそれを買ふもの尠からぬ實情で、そのため、農機販賣業者中、轉業を餘儀なくされるに至つたものも少くない。現に石川縣下農機販賣業者の如き、過般協議の上實情を縣當局に陳情して、救済方を願ひ出た程で、いまや、産組對商人の抗争は、農機の分野にも、その陰慘な影を擴げやうとして居る。

藁工品並に農産副産品

戦時下に於ける薬工品の大口需要は、軍需を以て最大とするのであるが、軍需薬工品の大部分は、現在、優先的に産組から購入されて居るのであつて、多年の経験と、配給設備を完備した商人系は、殆ど、軍需の埒外に置かれて居る。而して、偶々、軍當局から、商人系に對する買入れの交渉があつても多くの場合、産組系から阻止運動、もしくは妨害工作が入つて、そのため契約の成立を見得ない事屢々である。

加ふるに、産組側に對しては、現在、有力府縣の多くが、薬工品配供事業助成金なるものを交付して、積極的に、産組の業界進出を策勵して居り、このため商人側は切齒扼腕しながら、手を施すに術なき實情である。

更に、一般農産副業品にあつても、農林省は、その傳統の方針たる産組中心主義の建前から、農産副業品の生産から消費に至る全過程を、産組機構下に於て独占せしめんとする偏頗、露骨なる政策をとりつゝあり商人系がこれによつて受くる脅威は、絶大なものがある。例へば、最近の事實として、**農林當局が、硫安を産組中心の統制下に置かんと企圖しつゝある如き、その最も顯著な現れであつて、これら、産組あるを知つて、業者あるを思はぬ農林當局の措置は、事毎に業者を窘迫せしめて居る。**

＝飼料＝

家畜飼料としての麩は、従來國産麩六〇％に對し、輸入麩四〇％の割合を以て、その需要を充して居たのであるが、事變以來、輸入麩は著しく激減するに至つたので、當局は、これが配給統制を實施して産組側並に商人側の二元的配給機構を公認したのである。一方、内地産麩にあつても、これが製産は、精米事業に依存する關係上、事變以來、その製産激減の現象を來し、當局はこれに對しても、近々配給統制を行ふ意向の如く傳へられるのであるが、これが配給上の

實情を見るに、輸入麩、内地産共、事變前に於ては商人系七割、産組系三割の配給実績であつたものが、事變後に於ては、その割合が反對に、商人系四割、産組系六割の倒逆を示して居るのである。

特に、内地産にあつては、最近、産組側に於て、各地に精米機を備へつけ、盛に麩を製出して居る事實があつて、この自製品をもつて、品不足に喘いで居る商人系を驅逐する事は、まことに易々たる實情にある。けだし、麩飼料は、その商品の性質上、取扱ひ商人に於て、これを專業とするもの少く、大部分は、穀物商に附隨して居る關係上、これが商權喪失は、他の專業品の如く、直接商人に致命的苦痛を感じしめる事が少いので、商人側としては、時局柄、泣く子と地頭には勝てぬ的を諦めを以て、切齒扼腕して居るのであるが、飼料業界自體としては、いまや商人側の敗退は決定的なものがあり、業界識者の深憂するところとなつて居る。

保険と産組問題

「産組保険界進出問題」として、七十五議會に時ならぬ渦紋を描いた産組役員共濟會による、金光系保険三社（大正生命、日本教育生命、新日本火災）買収計畫は昨冬來、産組會頭有馬頼寧氏と、前記三社の經營實權者であり、かつ當時の拓務大臣だつた金光庸夫氏との間に、極秘裡に交渉が進められて居たが、今春、金光氏の拓相辭任と共に、俄かにその交渉が具體化して、結局、七百萬圓を以て、前記三會社買収の契約が成立し、内二百萬圓は、手附金として、即日支拂ひを完了されたのである。ところが、この乾坤一擲の闇取引、千仞の功まさに一箕にならんとした二月九日に至つて、突然、議會内隨一の産組通松村謙三代議士（元農林政務次官）の素破抜き質問に摘發され、こゝに問題は果然明

るみに曝け出されて。議論書々、産組首脳部が、かねて、この事あるを慮つて、一部の新聞記者諸公に抜目のない金物をはめて居た、その効果も空しく、有馬會頭必死の陳辯や、産組地方會、並に全國代表者會等の強硬乗り切り聲明も、澎湃たる民意を防ぐに由なく、結局、この逆巻く輿論の前には、弱腰な農林當局も遂に起たざるを得なくなつて、とゞのつまり、島田農相「最後の斷」によつて、この問題は、一時、中止の事に決定した事は、何と云つても、今議會に於ける、最も特異的問題として、いま尙、世人の記憶に新しいものがあらう。

元來、産組の保險事業進出希望は、いまに始つた事ではなく、多年、その代辯者である賀川豊彦氏あたりによつて主張され來つた事であり、有馬會頭もまた熱心な唱和者の一人だつたのである。然るに、現行産業組合法は、その餘裕金の運用を規制して、保險事業進出への直接的通路を梗塞して居り、且つ、保險事業の主務官廳たる商工省に於ても、新設會社絶對不許可の建前によつて、産組業界進出の前途に重大な障礙を横へて居た。

然るに、前記、産組役職員共濟會による、金光系三社賣收案は、この二つの障礙を共に、一舉に乗り越し得るものとして、産組首脳部には、全く天來の好機と解されたものである。

すなはち、産組役職員共濟會は、社團法人、もしくは任意團體として近く設立さるゝもので、必ずしも、現行産組法規に束縛さるゝものではなく、また金光系三社賣收は、肩替りであつて、會社新設でないから商工省によつて阻まれる理由なしとするものである。

かくして、有馬、金光兩氏會談は、前述の如く、その買收金として、老大、七百萬圓の巨額を決定し、内金二百萬圓は、即時、支拂ひを了したものである。

然るに、偶々松村代議士の素破抜きによつて展開された、天下の輿論は、驚々として、これに反對した。曰く、「天下

第一の關取引、曰く「第二の帶人事件」等々、悪評、酷評は當然として起り、産組當事者の釋明、辯疎も、ことごとく論難の嵐に消されて國民の耳に入らなかつた。

國民は何に激し、何を不當としたのであらうか、

筆者の解するところによれば、産組保險界進出に對する識者の論難は、結局、次の四點に歸した。

- 一、産組の保險進出は、法的に不當だ。
- 二、産組による三會社賣收價格七百萬圓は、經營學的に失當だ。
- 三、産組が、かくの如き重大問題決行に當つて事前に、主務當局の了解を得なかつた事は、手續き上不當だ。
- 四、産組が保險事業に進出する如きは、保險業的に不當だ。

以上、四つの反對論據に對して、こゝに一々註釋する事は、到底、本文の許すところでない。

たゞ、第一の論難に對して、産組當事者が、産組とその役職員共濟會を使ひ分けて、見戲に類する堅白同異の辯をなして居る事は、寧ろ笑止の沙汰であり、第二の論難に對して「賣收價格七百萬圓は決して、不當でない。何故なら、その中、五百萬圓は、右三社保有の東亞煙草、及び滿洲煙草の株式を金光氏に再肩替りする事によつて差し引かれるから残るところは、二百萬圓だけで、これなら決して高いとは云へない」と、空々しくも公言して居るに至つては、言語同斷沙汰の限りである。

この説明は、例へば、ポロ銀行を賣收するに當つて、法外な賣收金を支拂つておいて、その釋明に「預金者の預金中から支拂つたのだから會社に損はかけて居ぬ」とうそぶいて居るのと同じで、不誠意と云ふか、無責任と云ふか、一體監督官廳や檢察當局が、こんな背任的言辭を默つて聞き流して居る事が、筆者には寧ろ不思議な位である。

保險會社は株屋でなく、證券會社でない、保險會社資産中の大部分を占める責任準備金は、銀行に於ける預金と同じく契約者のものであつて、會社のものではない位は、いくら保險を知らぬ産組首脳部でも知らない筈はあるまい。然るに産組首脳部は、その責任準備金中の株式五百萬圓を、恣に、金光氏に再肩替りして、それを産組の醸出金返済に充當しやうと云ふ魂膽なのである。これが、背任行爲でなくて何であらうか、産組首脳者の説明通りとすれば、三會社の保險契約者は、五百萬圓を産組に喰はれる譯であるし、もし、その責任準備金の穴を、肩替りした金で埋めるとすれば反對に、産組大衆が、五百萬圓を、首脳部に喰はれた事となる。どちらにしても、無知、無謀、言語に絶する計畫と云ふの外なく、こんな杜撰な計畫が、最も科學的數理的な保險事業等に、受け入れられる筈がない事は、凡そ、保險學のホの字を知つて居る程のものなら、誰でも、分り切つた事である。然るにそれも分らないで居て、しかも一かどの保險通らしく、會社の評價が高いの廉いのとあげつらつて居る産組當事者の無知さ加減には、馬鹿々々しくてものが云へないのである。

第二、第三の反對理由に就ても、それ〴〵充分の論據はあるが、これ以上、詳論するのは、死屍に鞭打つものであらう。ともかく、さうした馬鹿々々しい、出鱈目な計畫が、實現しなかつた事は、産組自體のためにも、保險界にも、否、天下、國家のため、洵に合せたつた。

然るに、産組首脳部は、いまだにその迷夢が醒めないものと見へて、機會ある毎に、保險界進出再出發を豪語して居り、有馬會頭の如き、その感想を新聞雜誌に發表して、「是が非でもやり通す」と、いきまいて居る。是をやり通すなら敬服してよいが「非でもやり通す」とは一體何事であるか。産組の金は、有馬氏や、首脳部の個人財産ではなく、七百萬組合大衆が、滴々大地に汗した零細資金の集積である。その尊い金を、保險學のホの字も知らぬ連中に、無闇矢鱈に

保險投資等されて堪るであらうか、あゝ、禍ひなるかな、産組大衆、筆者は、こゝで只筆を投じて嘆息これを久しくするよりすべを知らないものである。

四、産組問題の黎明

以上、章を重ねて述べ來つたところによつて、産組の不當なる業界進出の實相と、これによつて陥害された、中小商人の窮状は、大要、報告し得たと信じる。

しかしながら、筆者は、徒らに産組を攻撃して、所謂、反産運動なるもの、お先棒をかつぐために、この一書を公にするのではない。産業組合の必要性と、その歴史的使命を認識する事に於て、筆者は決して人後におちるものではないのである。

たゞ、産組には自ら産組としての、本具の使命があり職分があるのであつて、それを、逸脱し蹂躪して、たゞこれ、商權侵害と、商人窘迫に日も尙足らざるが如き産組今日の實状に對しては、筆者耿々の志、その歪められた産組自體の爲めに、はたまた虐げらるゝ中小商人のために、到底沈黙し能はぬ憤懣を感じるものである。

果して然らば、産組をして如上の誤謬から救済し、その迷路から脱出させるためには、一體、如何なる方策がとらるべきであらうか、

云ふまでもなく、産組問題の根本的解決は、我國、産業政策それ自體の本質的調整を基礎としてのみ可能な事であつて、到底、一朝一夕に論議し得べき問題ではないのであるが、いまこゝに、その直接當面的な具體案として、最も緊要

なもの二三を列記すれば、大要次の如きものであらう。

産組是正に對する具體的方策

一、産業組合は、主として農業の改良發達を圖る事を目的とする農業者の協同團體たらしむるべし

産業組合は、元來中小産業者の協同組織として生み出されたものであるが、其の成育上の實際としては、専ら農村に於ける農業者の協同組織として發達を遂げたものである事は公知の事實である。然るに、一方、都市に於ける工業者の分野に於ては、別に商業組合、工業組合等の發達が、既に顯著なるものある實情に鑑み、其の活動分野の錯綜を避け、兩者の調整を圖る事は、最も緊要な案件であつて、これが實際的方策としては、第一に産組をして、農事改良を主目的とする農業者の協同組織たらしめ、その活動分野に一定の領域を定めしめる事が、最も緊要、適切な問題であると信じる。

蓋し、商工業組合は共に商工業改良發達を圖るため、共同の施設をなす事を目的とする商工業者の組織であるが、産業組合が漫然と、産業又は經濟に必要な物の配給、若は加工配給を行ひ（購賣組合）又は組合員の生産したる物の販賣、若は加工販賣を行ひ（販賣組合）無制限に商工業部面に進出する事は、兩者の活動分野に混亂を來し、延いて相剋を生ぜしめる根因をなすものたるや明白である。

殊に、産業組合が、やゝもすれば「生産者より消費者へを」モットーとして、中間商人を排除せんとし、或は更に、全面的に營利經濟を否認し、商工業者の營業を排撃せんとするが如き、極端なる指導精神の誤まれる事は多言を要せぬ所

であるが、かゝる指導精神の因つて來るところは、畢竟産業組合の目的の明確ならざるに歸因する。

されば、前述の如く、産業組合の目的を、主として農業の改良發達を圖る點に置き、商工業組合との間に、互に活動分野を確立して、領域侵犯の虞れなからしむる事は、産神の斯かる矯激なる指導精神を是正し、農工商相携へて各々その健全なる發達を企圖し、延いて全國民が一體となつて、和協親睦、眞に國民總親和の大國策を實踐し得る所以であらねばならない。

二、産業組合の各種免稅特典を撤廢し、中小工業者も同等に課税するべし

産業組合に對する各種租稅公課の免稅特典は、今日、産組と中小商工業者との相剋摩擦を生み出す重大原因の一たる事は、あまねく識者の認むるところである。けだし、産業組合に對して、租稅公課を免除することは、單に中小工業者の間に、負擔の不均衡を來さしむるばかりでなく、これによつて産組の商工業への不自然なる進出を容易ならしめ、中小商工業者を壓迫するの結果を生む事は必然の理であるからである。

産組に對する現行免稅に對しては、取得稅、營業收益稅、資本金子稅、印紙稅等の如く法律の規定によるものと、金庫稅、自轉車稅、電柱稅の如く地方に於ける實際上の取扱ひによるものとの區別があてが、更に、その上支那事變に基く非常特別の新稅及増稅の殆ど悉くが、免除せられて居る事は、事變以來中小商工業者の公課負擔が著しく増大して居る事實に逆比例して、兩者の不均衡を、一層大ならしめたものと云ふべきである。

而も一方、中小商工業者の營業は、物資統制による取扱數量の激減、物價公定政策に依る價格の制限と、二重の影響を受け、商業の多くは手数料主義化して、營業上の努力と先見と、商策とに依つて、産組と競争するの餘地殆ど皆無となつたに加へ、統制物資の配給は、中小商工業者の分野から奪つて、これを産組の分野に與へらるゝもの亦非常に多い

實情である。

元來、産組に對する免稅は、其の發達を助成するを目的としたもので、組合制度創設以來茲に四十年、産組の發達既に今日の如く強大なるに至つて、尙かつ、その特典を撤廢せざる如きは、その理由を解するに苦しむものである。

況んや今日、聖戰完遂の絶對要件として、國民課稅増大の要が、朝野を擧げて論じられつゝある時、産組の如き、強大なる擔稅力所有者が、公然その擔稅圏外に放置されて居る事は、國家經濟上よりこれを見ても、將又、國民思想上よりこれを論じても斷じて正常なる現象とは云ひ難いのである。

三、産業組合の事業範圍及取扱品目を制限し中小工業者との間に適當なる限界を劃すること

商業組合、工業組合の活動分野に自ら限界の存すると同様、産業組合に就ても、活動分野の自然的限界の存すべきは多言を要せぬ。而して斯る限界は一は産業組合の目的に立脚し、一は其の經營上の經濟性に立脚すべきものである。若し産業組合が無制限に商工業に進出するとすれば、それは、農業者の共同施設たる目的から逸脱して、商業組合、工業組合の分野を侵犯するものである。斯かる見地に於て、産組の事業範圍並に、その取扱品目を制限する事は、最も緊要切實な問題であつて、この事が産組を、その果しなき迷路彷徨から引戻し、本然の正道に還歸せしめ得るに最も有効な一方策たるべき事は、筆者の信じて疑はぬところである。

以上、略述した三綱目は、もとより筆者の私案であつて、その説明に於ても論じてつくさず、述べて詳ならぬものがあるばかりでなく、内容的にも識者の是正を乞ふべきもの甚だ多い事は論をまたぬのであるが、只、筆者耿々の微衷、刻下の産組問題に對して、國家のため深憂禁じ得ぬものがあり、敢て匆々の間に筆を執つて、この一篇を稿した次第である。幸に、江湖、同憂の士の是正を乞ひ得れば、望外の喜びである。

(昭和十五・四・廿八日稿)

昭和十五年五月十日印刷
昭和十五年五月十三日發行

(商權擁護の旗の下に) 奥付

定價 參拾錢

著者 川口 黎 氏

東京市下谷區谷中清水町一番地

發行者 森島 忠篤

東京市神田區一ツ橋二ノ九

印刷者 平尾 佐一

東京市下谷ば谷中清水町一番地

政治經濟研究所

發行所

不許複製

